

# 労災はり・きゅう施術特別援護措置制度

## この制度の趣旨・目的

業務災害、通勤災害または複数業務要因災害で頭頸部外傷症候群、頸肩腕症候群、腰痛、振動障害等の傷病にり患し、治ゆした後も疼痛、しびれ、麻痺等の障害が残っている方の症状を軽減させるため、「**労災はり・きゅう施術特別援護措置**」を行います。

## 対象者

以下の要件をすべて満たす方が、労災はり・きゅう施術特別援護措置の対象者となります。

- ①～④のいずれかの傷病がある方
  - ① 頭頸部外傷症候群
  - ② 頸肩腕症候群
  - ③ 腰痛
  - ④ 振動障害
- 労働者災害補償保険法の障害（補償）等給付の支給決定を受けた方、または受けると見込まれる方（傷病が治ゆ※した方に限る）
- はり・きゅう施術を必要とする方

※労災保険では、傷病の症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待できなくなった状態を「治ゆ」（症状固定）といいます。

## 申請方法と援護の流れ

労災はり・きゅう施術特別援護措置を希望する場合は、療養（補償）等給付の請求を行った労働基準監督署長（以下「監督署長」）の管轄区域を管轄する都道府県労働局長（以下「労働局長」）あてに以下の手順に従って、申請してください。

申請が承認・決定されると、施術を受けることができます。

### 1 申請（治ゆした日の翌日から起算して2年以内）

- ・ 労災はり・きゅう施術特別援護措置申請書（様式第2号）

療養（補償）等給付としてはり・きゅう施術を受けたことがない方は、以下の書類も添付してください。

- ・ 労災はり・きゅう施術特別援護措置診断書（様式第3号）

### 2 申請の承認決定・通知

申請が承認決定されると、申請者に以下の書類が送付されます。

- ・ 労災はり・きゅう施術特別援護措置承認決定通知書（様式第4号（1））

### 3 労災はり・きゅう施術を受ける

2の通知書を施術所に提示すると、**労働局長の指定を受けた施術所で、1年以内の施術期間内に原則1月に5回まで**労災はり・きゅう施術を受けることができます。

▶ 裏面もご覧ください



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

## 申請方法と援護の流れ（続き）

---

労災はり・きゅう施術は、労働局長の指定を受けた施術所で、1年以内の施術期間内に受けることができます。

### 施術所の変更

やむを得ない事由で施術所の変更を希望する場合は、労働局長あてに以下の書類を添えて、提出してください。

- ・ 施術所変更申請書（様式第5号）
- ・ 労働局長が支給決定した旨の記載がある承認決定通知書（様式第4号（1））

### 施術期間の延長

施術期間が終了しても引き続き、労災はり・きゅう施術を受けることを希望する場合は、以下の書類を労働局長に提出し、引き続きの援護措置が特に必要であると認められた場合に限り、1年を限度として施術期間を延長することができます。

- ・ 労災はり・きゅう施術特別援護措置申請書（様式第2号の2）

---

■ このリーフレットに関するお問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ  
<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

■ このリーフレットは、以下のウェブサイトに掲載しています  
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040325-5.html>

